

『玉掛け技能講習』開催のご案内

京都労働局登録京第1号
登録有効期限 2029年3月30日
公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第61条・労働安全衛生法施行令第20条第16号に基づく『玉掛け技能講習』を下記の要領により開催いたしますので、この機会に玉掛け資格者の養成(有資格者の確保・増員)を図られますようご案内申し上げます。

記

■講習日時

学科講習	2025年	2月	13日	(木)	9:25～17:50	(※受付 9:00～)
		2月	14日	(金)	9:30～16:40	※学科修了試験を含む
実技講習		2月	15日	(土)	8:20～20:00	※実技修了試験を含む

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。

■申込開始日時 2024年12月13日(金)10:00～申込開始

■講習場所

学科講習	京都経済センター(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地) ※有料駐車場(バイク不可)がありますが、数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。
実技講習	㈱島津製作所紫野工場(京都市北区紫野西御所田町1)

■講習科目

学科	①クレーン等に関する知識【1時間】 ②クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識【3時間】 ③クレーン等の玉掛けの方法・合図【7時間】 ④関係法令【1時間】
実技	①クレーン等の玉掛け【6時間】 ②クレーン等の運転のための合図【1時間】

■受講資格

満18歳以上の方

■受講料

22,000円【20,000円+消費税10%】未経験者

19,800円【18,000円+消費税10%】クレーン運転の資格者など①又は②の方

①講習科目「力学」が免除される方

クレーン・デリック・移動式クレーン・揚貨装置運転士免許所持者

床上操作式クレーン・小型移動式クレーン運転技能講習修了証所持者

※受講申込書に免許証又は修了証のコピーを添付のうえ、当日は免許証又は修了証をご持参ください。

②6か月以上の玉掛けの補助作業の業務経験者

受講申込書所定欄に証明を受けてください。(記載例は裏面・受講時間は変わりません。)

■テキスト代

技能講習用テキスト「玉掛け作業者必携」改訂3版

1,705円(1,550円+消費税10%) ※テキストは、講習会当日にお渡しします。

■定員

60名(定員になり次第締め切ります。)

■申込方法

次のいずれかによりお申込みください。

(窓口来所による申込は御遠慮いただいております。)

・Webから

京都労働基準協会ホームページから「WEB予約」より申込ください。

<https://www.kyoukiren.or.jp/index.html>



・郵送の場合

協会ホームページ・電話にて受付状況を確認の上、写真を貼った受講申込書と必要書類を合わせて郵送してください。

※受講申込書到着時に定員に達している場合は、受付終了となり受領出来ませんのでご了承ください。

受講票、請求書は受付後に郵送させていただきます。

(写真を貼って送付できない場合は当日必ず、写真をご持参ください。)

(当協会での証明写真撮影はしておりません。)

(注) 受講料・テキスト代は現金書留でお送り頂くか、請求書記載の振込先にお振込みください。(振込手数料はご負担ください) ※お支払い後の受講料の返還はいたしません。

(裏面に続く)

※本人確認のため①～⑦のいずれかを開講日に必ずご持参下さい。

- ①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証 ⑥特別永住者証明書又は在留カード
⑦公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)

- その他
- ・学科・実技講習の時は、電卓をご持参ください。(スマートフォン等は使用不可。)
 - ・実技講習時はヘルメット・手袋(軍手)・安全靴を必ず持参してください。
※ヘルメットを用意できない方は共用のヘルメットをお貸しますが帽子を持参してください。
 - ※服装は長そで作業服等玉掛けに適した服装で参加してください。
 - ・実技修了試験終了後、合格者に修了証をお渡しします。

■申込・問合せ先 公益社団法人 京都労働基準協会
Tel075-353-3503 Fax075-353-3510
〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター4 階

記入例 玉掛け技能講習 補助業務(6ヶ月以上)経験者コース 事業者証明

※記入押印いただき、アップロード又は郵送してください。

予約番号	web予約の方のみ	受講者名	以下の補助業務経験に相違ありません	
玉掛けの補助業務の期間 (※6か月以上必要です)		年 月 日～ 年 月 日		
クレーンの種類又は形式	例、天井クレーン15t～30t		荷の種類 及び形状	例、鋼材 鋼材加工品
具体的な 作業内容	例、建設機械製造工場 ドラグ・ショベルの組立において玉掛け作業(有資格者 労働太郎)の指導のもとにアイボルト使用によるシャックル及びワイヤーロープ による2～4点づり及び専用つり具(ハッカー等)による玉掛け作業(つり荷の質量1t～10t)補助作業			
記載内容については、相違ないことを証明します。				
年 月 日				
所在地				
事業者証明 会社名				
証明者職名・氏名 印				

- ※1. クレーン等の種類又は形状とは、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、トラッククレーン、ホイール クレーン等をいう。
- ※2. 荷種類とは、一般的な名称(鋼材、コンクリート、木材等)をいう。荷の形状とは、鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC抗、機械部品、電気部品、その他等をいう。
- ※3. 具体的な業務内容は、建設工事での〇〇作業、製造工場での〇〇作業でその内に、玉掛け補助作業の内容(用具等の準備、点検、玉掛けの助手等)及び主に指導した者等を記入すること。

社長、支店長等事業場代表者名を記入の上、個人印または代表者印を押印してください。(自筆の署名の場合、押印は不要です。)